

法規範対立ケースにおける 民法規範の衝突 (2)

執 行 秀 幸*

- I はじめに
- II 法規範対立・優先適用型ケース
(以上, 11 卷 3 号)
- III 法規範対立・適用併存型ケース
 - 1. 指名債権の二重譲渡と民法 478 条
(以上, 本号)
- IV 結 語

III 法規範対立・適用併存型ケース

適用可能性のある複数の条文・規範の関係につき争いがある場合には、複数の法規範を援用する者が同一人であるケースと複数の法規範を援用する者が同一人ではなく、相対立する者同士であるケースに分類でき、本稿は、後者を検討の対象としている。そして、「相対立する者同士であるケース」は、「法規範対立・優先適用型ケース」と「法規範対立・適用併存型ケース」に分けることができ、これまで、「法規範対立・優先適用型ケース」について考察し、その場合における法解釈の方略を検討してきた。そこで、ここでは、「法規範対立・適用併存型ケース」を検討していくことにしたい¹⁾。

「法規範対立・適用併存型ケース」にあっては、「法規範対立・優先適用型ケース」と同様、別個の二人が援用する二つの法規範の衝突が問題となりうるが、その問題状況は次の点で異なる。「法規範対立・優先適用型ケース」では、法規範が衝突していることに異論はなく、しかも、どちらかの法規範を優先して適用する、ないし排除する解決の

* 中央大学法科大学院教授

道しかない。これに対して、「法規範対立・適用併存型ケース」では、二つの条文のうち、一方の条文はすでに適用され、一定の法効果が発生している。そのような状況下において、さらに、他方の条文の適用が問題となっている。だが、他方の条文の適用が認められると、すでに適用されている一方の条文の趣旨が損なわれるのではないかという問題が生ずる。そのような場合に、その点をどのように解決したらよいか問題となっているわけである。しかし、場合によっては、他方の条文の適用を認め、いわば、両者の法規範の併存を認めることも十分に考えられる点で「適用優先型ケース」と異なる。

「適用併存型ケース」とみられる判例として、最判昭和 61 年 4 月 11 日民集 40 卷 3 号 558 頁（指名債権の二重譲渡と民法 478 条）をあげることができる。最判昭和 36 年 7 月 19 日民集 15 卷 7 号 1875 頁・最判昭和 53 年 10 月 5 日民集 32 卷 7 号 1332 頁（民法 177 条と民法 424 条との関係）も、このケースの典型例とはいえないかもしれないが、密接に関連したものである。さらには、二重譲渡の事案につき、登記を備えた第 2 買主が、第一売買について悪意でも、第 2 買主の行為は債権侵害とならず、不法行為とはならないとする判例（最判昭和 30 年 5 月 31 日民集 9 卷 6 号 774 頁）も、関連するものとみることができよう。そこで、これらの判例の分析・検討、さらには、判例をめぐる議論をも踏まえて、「法規範の対立・適用併存型ケース」の解釈問題の方略を探求していこう。

1. 指名債権の二重譲渡と民法 478 条

債権譲渡は、当事者間の合意のみで効力が生ずる。しかし、指名債権譲渡を債務者に対抗する、すなわち、譲受人が債務者に債務の履行を請求するためには、譲渡人が債務者に対して債権譲渡のあったことを通知するか、債務者がその譲渡を承諾する必要がある（民法 467 条 2 項 1 項）。これに対して、債務者以外の第三者に対抗するためには、確定日付ある証書による通知又は承諾がなければならない（民法 467 条 2 項）。指名債権が二重に譲渡され、いずれも確定日付ある証書による通知・承諾がなされている場合、譲受人相互間の優劣は、通知又は承諾に付された確定日付の先後ではなく、確定日付のある通知が債務者に到達した日時、又は確定日付のある債務者の承諾の日の先後によって決すべきであるとするのが判例である（最判昭和 49 年 3 月 7 日民集 28 卷 2 号 174 頁）。この見解が学説でも一般的といえよう²⁾。また、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令の執行をした者との間の優劣は、確定日付のある譲渡通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時と仮差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決すべきものであるとされている（最判昭和 58 年 10 月 4 日判時 1095 号 95

頁)。

では、債務者が誤って劣後する譲受人を真の債権者であると誤信して弁済をした場合、債権の準占有者に対する弁済規定（民法478条）の適用があるか。最判昭和61年4月11日前掲では、このような点が問題となった。

(1) 事案

Aは、昭和54年6月27日に、Yに対する債権全額をXに譲渡、その旨を確定日付のある書面をもってYに通知し、同年6月28日頃到達した。その通知到達後、Yは右金額の一部をXに支払った。Aは、同年8月8日頃、Xの債務不履行を理由として上記債権譲渡を解除し、Yにその旨の通知をしたが、その解除がAの誤解によることが判明し、同年9月1日頃、Yに対し、先の解除を撤回する旨の通知をした。

他方、Aの債権者Bは、同年8月15日に、右債権の一部について仮差押命令を、さらに、同年11月1日、債権差押・取立命令を得、右各命令がYに送達された。Yは、Aから先の解除通知を受ける前に、Aの代表者から本件債権譲渡を解除する旨を聞いていたので、右解除は有効になされ、本件債権はAに復帰したものと信じていた。その後、右仮差押命令の送達を受けた後に、Aから右解除の撤回の通知を受けて、Aの一貫しない態度に不審を抱かなくはなかったが、さらに、右債権差押・取立命令が送達され、かつ、右命令により被差押債権の取立権者とされるBの代理人である弁護士から再三の催告を受けて、裁判所の判断に過誤はないと考えて、右命令に従って、同年11月21日、本件債権部分の金額をBの右代理人に支払った。

そこで、XはYに対して残額の支払を求める訴えを提起。一審、二審とも、YのBに対する弁済は準占有者に対する弁済にあたり、しかも、YにはBが正当な取立権限を有するものと信じたことに過失はないとして、Xの請求のうち本体債権の残存部分から差押部分を引いた残額29万円余円についてのみ、これを認容した。

これに対して、Xより上告した。その要点は、次の2点である。第1は、債権の二重譲渡の場合（同一債権についての譲渡と仮差押の執行とが競合する場合を含む）、譲受人間の優劣は確定日付のある通知または承諾（もしくは仮差押命令）が債務者に到達した日時先後によって決すべきであるという判例の趣旨からすれば、債務者に対する関係でも、これによって優先する譲受人が唯一の債権者となり、これに劣後する者が債権の準占有者と認められることはない。劣後する債権譲受人について債権の準占有を認めることとなれば、右判例の趣旨が没却されてしまう。そこで、原審の判断は、民法467条2項及び同478条の解釈適用の誤り等がある。第2に、Yとしては、譲渡人のみならず譲受人

たるXについても、その真偽を調査すべきであるのに、それをせずにBが債権者であると信じたとしても、Yには過失があった。

(2) 判旨

破棄自判。「二重に譲渡された指名債権の債務者が、民法四六七条二項所定の対抗要件を具備した他の譲受人（以下「優先譲受人」という。）よりのちにこれを具備した譲受人（以下「劣後譲受人」といい、「譲受人」には、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者を含む。）に対してした弁済についても、同法四七八条の規定の適用があるものと解すべきである。思うに、同法四六七条二項の規定は、指名債権が二重に譲渡された場合、その優劣は対抗要件具備の先後によって決すべき旨を定めており、右の理は、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者との間の優劣を決する場合においても異ならないと解すべきである（昭和四七年（オ）第五九六号同四九年三月七日第一小法廷判決・民集28巻2号174頁参照）、右規定は、債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めているものとはいえず、その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法の規定によって決すべきものであり、債務者が、右弁済をするについて、劣後譲受人の債権者としての外観を信頼し、右譲受人を真の債権者と信じ、かつ、そのように信ずるにつき過失のないときは、債務者の右信頼を保護し、取引の安全を図る必要があるので、民法四七八条の規定により、右譲受人に対する弁済はその効力を有するものと解すべきであるからである。そして、このような見解を採ることは、結果的に優先譲受人が債務者から弁済を受けえない場合が生ずることを認めることとなるが、その場合にも、右優先譲受人は、債権の準占有者たる劣後譲受人に対して弁済にかかる金員につき不当利得として返還を求めること等により、対抗要件具備の効果を保持しえないものではないから、必ずしも対抗要件に関する規定の趣旨をないがしろにすることにはならないというべきである。それゆえ、原審の確定したところによれば、本件債権部分の二重の譲受人と同視しうる立場にあるXとBの対抗関係における優劣は、譲渡人であるAの確定日付のある文書による本件譲渡通知のYに到達した日時と前記仮差押命令がYに送達された日時の先後によるべきものであつて、Xが唯一の債権者であり、Bの得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令は、Aに帰属しない債権を対象としたものとして、Xに対してはその効力を主張しえず、無効であつたが、右仮差押命令等を得たBは本件債権部分の取立権者としての外形を有し、右債権の準占有者に当たるといふことができるから、同人に対する弁済につき民法四七八条の規定の適用があるものというべきである」。

「(一) 民法四七八条所定の『善意』とは、弁済者において弁済請求者が真正の受領権者であると信じたことをいうものと解すべきところ、原審の前記確定事実によれば、Yは、本件譲渡通知により本件債権譲渡の事実は知ったものの、本件債権仮差押命令及び差押・取立命令の送達並びにBの代理人たる弁護士の支払催告を受けて、Bが正当な取立権限を有する者と信じた、というのであるから、Yが善意であつたというべきである。

(二) そこで、次に、債権の準占有者であるBに弁済したYの過失の有無について検討すると、民法四六七条二項の規定は、指名債権の二重譲渡につき劣後譲受人は同項所定の対抗要件を先に具備した優先譲受人に対抗しえない旨を定めているのであるから、優先譲受人の債権譲受行為又はその対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じない等の場合でない限り、優先譲受人が債権者となるべきものであつて、債務者としても優先譲受人に対して弁済すべきであり、また、債務者が、右譲受人に対して弁済するときは、債務消滅に関する規定に基づきその効果を主張しうるものである。したがつて、債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかったというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要であると解すべきである。そして、原審の確定したところによれば、訴外会社の本件譲渡通知のYに対する到達日がBの得た本件債権仮差押命令のYへの送達日よりも早かつたというのであるから、債務者であるYとしては、少なくとも、準占有者であるBに弁済すべきか否かにつき疑問を抱くべき事情があつたというべきであつて、Bの得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令が裁判所の発したものであるとの一事をもつて、いまだYにBが真の債権者であると信ずるにつき相当の理由があつたということはできないから、Yが前示のとおり、前記債権差押・取立命令等を発した裁判所の判断に過誤なきものと速断して、取立権限を有しないBに対して弁済したことに、過失がなかつたものとするとはできない」。

(3) 劣後譲受人に対する弁済の民法478条の適用可能性

本件では、先に述べた判例法理からすれば、劣後譲受人は、優先譲受人に対抗することはできない。優先譲受人のみが正当な債権者としての権利を有し、債務者の劣後譲受人に対する弁済は、債権者以外の者に対する弁済ということになる。そこで、劣後譲受人に対してなされた弁済につき、民法478条の適用が認められるか否かが問題となった。なお、「譲受人」には、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者を含むこととする。

① 判例・学説

大審院は、債務者が債権譲渡の確定日付による通知を受けたが、それは当該債権の差押・転付命令の送達より数時間遅れて到達した事案で、債務者が当該債権の譲受人に対して弁済した場合、右差押・転付命令を得た者が唯一の債権者であることから、右弁済は債権の準占有者に対してなした善意の弁済とはいえないとした³⁾。

学説は、この判例の結論を支持するが、その理論構成は異なる。我妻説は、次のようにいう。転付命令自体は既に債権が転付命令を受けた者の準占有者に属するものと解せられる程強く債権の帰属を推測させる。そこで、一方に転付命令があり、他方に口頭及び確定日付の通知があるような場合には、債権は、少なくとも民法478条の適用に関しては、いずれの方にも事実上の帰属を生ぜず、即ち準占有は成立しないと解するのが妥当である⁴⁾。これに対して、片山説は、債権譲渡の対抗要件の問題を債権の準占有者の資格決定の問題と結びつけて考えるのは誤りで、当該債権の譲受人が債権準占有者にならないという趣旨の判旨を批判し、債権準占有者性を認める。だが、弁済者は善意（過失なき善意）でなかったとする⁵⁾。柚木説も同様な指摘をする⁶⁾。

その後、債権譲渡につき口頭又は普通の文書で通知された債務者が、当該債権の差押・転付命令の送達又は譲渡の確定日付ある通知を受けた後に口頭又は普通の文書の通知による譲受人に支払っても、これをもって債権の準占有者に対する弁済ということはできないとする見解が主張される⁷⁾。債権の準占有者に対する弁済とすることはできないと解しないと、債権譲渡の対抗要件の規定によって転付債権者等のみが債権者とされる趣旨が破られるとの理由からである。そして、先の大審院判例を引用する⁸⁾。

最判昭和61年4月11日前掲の上告理由も、民法467条の対抗要件制度の構造からすると、「債権が二重に譲渡され、あるいは同一債権に対し仮差押命令の執行された場合、……通知等の到達日時先後により『唯一の債権者』を決するをもって足りるのであり、それ以外の劣後する者については、民法四七八条を適用する余地が全くない」と主張した⁹⁾。これに対して、本判決は、劣後譲受人に対してなした弁済についても、つぎのような理由をあげて、同法478条の規定の適用を認めた。

①民法467条2項は、債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めているものとはいえない。②その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法の規定によって決すべきで、債務者の劣後譲受人に対する弁済にあっても民法478条が問題となりうる。③そのように解すると、優先譲受人が債務者から弁済を受けえない場合が生ずるが、その場合でも、右優先譲受人は、債権の準占有者たる劣後譲受人に対して弁済にかかる金員につき不当利得として返還を求めること等により、対抗要件に関する規定の趣旨をな

いがしろにするものでない。

学説の多数も、この見解に賛成しており¹⁰⁾、つぎのような根拠があげられている。第1に、一般に、民法467条2項と民法478条とは次元が異なるとする理由があげられることが多い¹¹⁾。たとえば、内田貴教授は、「対抗要件において劣後する権利者への弁済が、一種の表見法理によって保護されるというのは、対抗要件主義と相いれないとの議論も成り立ちそうである」としながら、「債権譲渡の対抗要件は債権の帰属についての優劣を定めているが、478条は債務者が行った弁済の効力について定めたもので、次元が別だとの理解が可能である」、という¹²⁾。中田教授も、「467条2項の定める対抗要件による規律が無意味になるという批判もあるが、467条2項は債権の帰属について定め、478条は債務者がした弁済の効力について定めるもので、両者は次元が異なると理解すべきであろう」とする¹³⁾。河上教授も、債権譲渡の対抗問題は債権の帰属に関する優劣を決するもので、債務者が行った弁済の効力について定める債権の準占有者に対する弁済とは、もともと問題としては別次元のもので、「したがって、仮に四七八条の適用を認めたとしても授受人同士の地位の優劣そのものには影響がなく、不当利得法による優先譲受人の保護も存在することからすると、判旨の一般論は首肯しうる」と指摘する¹⁴⁾。

第2に、民法478条の適用対象であることに異論のない事例である全くの無権限者に対する弁済との比較から、根拠づけようとする見解がある。すなわち、藤原説は、次のようにいう。全くの無権限者に対する弁済ですらこれらを有効として善意弁済者の保護を図ろうというのが民法478条の趣旨である。とするならば、債権の真正な譲受人でありながらただ対抗要件において劣後する立場にあるにすぎない譲受人に対する善意の弁済者が民法478条によって保護されるのは当然のことである。そのために、債権譲渡の対抗要件に関する規定によって優先するものとされた譲受人の利益が一定限度において犠牲になるような結果となったとしても、少しも異にするに足りないというのである¹⁵⁾。たしかに、民法478条は全くの無権限者に対する弁済にあっても適用される。これに対して、劣後譲受人の弁済に民法478条の適用が一般的に排斥されることは矛盾することになる。

第3に、民法478条が一般条項的機能を果たしていることからの正当化である。平井教授は、つぎのように指摘する。一般論として劣後譲受人への弁済に民法478条の適用を認めると、「先に対抗要件を備えてもなお弁済を受けえない債権譲受人の存在を認める結果となり、同対抗要件の存在理由……を無意味にするという批判（先に対抗要件を備えた譲受人は弁済を受けた譲受人に対する不当利得返還請求により保護されることによって対処すべきである—前掲最判）は十分考慮に値するが、478条が一般条項的機能を果たすに

至っている現在では右の判断（最判昭和61年4月11日前掲の判断〔筆者〕）の一般論を是認すべき」である¹⁶⁾。つまり、民法478条は表見的債権者へ弁済した者を保護する一般条項的規定となるにいたっている¹⁷⁾ことから、一般論として劣後譲受人への弁済に民法478条の適用を否定することはできないということであろうか¹⁸⁾。

なお、本判決は、最終的には、債務者に過失があったとして民法478条の適用を否定しているが、後述するように、池田教授は、本件のような場合、債権の準占有者に該当しないとすべきであったとして本判決に批判的である。しかし、劣後譲受人に対する弁済につき民法478条が適用対象となるとの本判決の結論については賛成する¹⁹⁾。「対抗関係にある当事者の権利を確定させる規定が、それによって権利者とされなかった者に対して弁済した債務者につき、弁済者の免責についての規定をア・プリオリに排除するはずはない」。民法467条は立法段階でも関連性を予定されていない条文²⁰⁾で、「いわば独立の制度同士であり一方が他方より常に優位に立つ関係にはない」²¹⁾との理由からである²²⁾。

② 本判決の論理

本件では、債務者の劣後譲受人に対する弁済について、民法478条の適用があるか否かが問題となっている。民法478条の適用を認めると、民法467条2項にもとづく劣後する譲受人への債務者の弁済が有効となりうる場合が生じ、その限りで民法467条2項の規定の趣旨が損なわれることになり、民法478条の適用を排除する必要はないかという問題である。本判決前の学説では、まさに、そのような理由で、民法478条の適用を排除する見解が有力であった。しかし、本判決は、劣後譲受人に対する弁済につき民法478条の適用を一般的には肯定する。

その理由を、前述のように、次のようにいう。①民法467条2項は、劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めていず、その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法の規定によって決すべきで、ここでは民法478条が問題となりうる。②判例の見解をとっても、優先譲受人は、債権の準占有者たる劣後譲受人に対する不当利得返還請求等により、対抗要件に関する規定の趣旨をないがしろにするものでない。

②の理由は十分理解できる。民法478条の適用を認めることは、対抗要件に関する規定の趣旨をないがしろにする。これが、劣後譲受人に対する弁済につき民法478条を排除すべきとする実質的理由である。そこで、判例の見解からすると、民法478条の適用を認めても必ずしも対抗要件に関する規定の趣旨をないがしろにしないことを明らかにできれば、民法478条排除説は根拠のないものとなり、その意味で、判例の見解が正当化されることになる。

では、①については、どのように解すことができるだろうか。また、判例を支持する学説は、一般に、民法 467 条 2 項と民法 478 条とは次元が異なることを理由にあげるが、次元が異なると、なぜ、民法 478 条の適用は排除されるべきではないということになるのか。また学説には、他の理由も指摘されている。判例の理由づけと、学説のそれらの理由との関係はどうなっているのであろうか²³⁾。以下、やや詳しく分析していくことにしたい。

民法 467 条 2 項に、劣後譲受人に対する弁済につき民法 478 条の適用はないとする明文の規定があれば、民法 478 条の適用が否定されることに異論はない。だが、民法 467 条 2 項には、そのような明文の規定はない。それにもかかわらず、民法 467 条 2 項の趣旨から劣後譲受人に対する弁済につき民法 478 条の適用は排除されると解釈できないかが、ここで問題となっているといえよう。本判決にあっては、民法 467 条 2 項は、債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めていず、その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法の規定によって決すべきで、民法 478 条もこれに属し、ここでは、一般的に、その適用が問題となりうる、とする。たしかに、民法 467 条 2 項は、債権の帰属についての優劣を定める規定であり、民法の債権法の構成上からすれば、債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めているとみることはできない。とすれば、民法 467 条 2 項の解釈として、劣後譲受人に対する弁済につき民法 478 条の適用はないとすることは困難で、劣後譲受人に対する弁済につき、一般論として民法 478 条の適用の可能性があれば、そのような事案は、民法 478 条の適用対象となるとすることが、民法の体系からすると素直な解釈ということになる。

学説は、一般に、民法 467 条 2 項は債権の帰属について定め、民法 478 条は弁済の効力に関する別次元の規定であることを、この問題の根拠としてあげる。これも、結局、民法 467 条 2 項は、債権の帰属について定めるのみで、次元の異なる劣後譲受人に対する弁済の効力については定めてはいないことを意味しよう。両規定は、いわば独立の制度同士であるというのも、同様なことを意味しよう。したがって、民法 467 条 2 項の解釈として、劣後譲受人に対する弁済につき一般的に民法 478 条の適用は排除されるとの解釈は、民法の体系からすると困難だということになる。むしろ、劣後譲受人に対する弁済につき、一般的に民法 478 条の適用の余地があれば、その適用対象となると解することが民法の体系からすれば素直な見解だということになる。

ただ、劣後譲受人に対する弁済につき、一般的に民法 478 条の適用の余地があるかはどのようにして判断されているのか。民法 478 条の要件の一般的な検討から、その可能性を考えることもできよう。本判決もそのようにして判断されているようにも思われ

る。だが、法律家は、おそらく一般に、意識的にせよ無意識的にせよ、つぎのように判断しているものと思われる。民法 478 条が一般的に適用されることに異論がない事例である、たとえば全くの無権限者への弁済と、ここで問題となっている事例である劣後譲受人に対する弁済とを比較して、両者を区別する合理性がないと思われることから、後者も民法 478 条の対象となると。また、このことから、劣後譲受人に対する弁済には民法 478 条の適用対象とはならないとすることは合理的ではないと考えるのではないか。前述の藤原説は、まさに、このような発想にもとづいているといえよう。

仮に民法 478 条を適用すると民法 467 条 2 項の趣旨が「損なわれる」との理由で、民法 478 条の適用を排除するとすれば、その限りで、民法 478 条の存在意義が全く失われてしまうことになる。民法 467 条 2 項と民法 478 条は、別次元で独立した制度と解されることからすると、民法 467 条 2 項の存在意義だけでなく、民法 478 条の存在意義も損なわれなくする必要がある。そのことからしても、劣後譲受人に対する弁済につき、民法 478 条を排除することは妥当といえない。本判決の見解も民法 467 条 2 項と民法 478 条は、別次元である、独立した制度であるとの見解には、このような主張も含まれているものと思われる。

以上からすれば、判例の理由づけは、学説の次元が異なるとの理由づけと、基本的には同様な内容であると解することができよう²⁴⁾。また、学説の他の理由づけとも整合的なものといえよう。

もっとも、劣後譲受人に対する弁済につき民法 478 条の適用を肯定すると、優先譲受人が債務者から弁済を受けることができない場合が生ずる。その場合、実質的には、民法 467 条 2 項にもとづく結論を覆す可能性が生ずる。その範囲や程度が大きければ大きいほど、民法 478 条の適用を排除すべきとの見解を実質的に正当化することになるとも考えられないではない²⁵⁾。そこで、本判決は、民法 478 条の適用を肯定した場合における民法 467 条 2 項適用の結果にどのような具体的な影響をもたらすかを明らかにしていると見ることができよう。そして、前述のように、民法 478 条の適用によって、劣後譲受人が債権者になるものではなく、劣後譲受人への債務者の弁済が有効とされることがあっても、優先譲受人が劣後譲受人に対して不当利得返還請求をなすことから、民法 467 条 2 項の存在意義がなくなるというわけではないことを指摘する。しかし、優先譲受人は、劣後譲受人の無資力のリスクや不当利得返還請求のための時間やコストを負担することになる。そこで、優先譲受人は実質的に弁済を受けられないことがおこりうる。その場合には、まさに実質的に民法 467 条 2 項の趣旨が損なわれることになるのではないかとも思われる²⁶⁾。この点については、本判決は必ずしも明確に答えてはい

ない。しかし、本判決の最高裁判例解説は、つぎのようにいう²⁷⁾。「このような積極説を採ることは、優先譲受人が債務者から弁済を受け得ない場合があることを認めることとなるが、もともと右規定は、弁済受領権限のない者に対する弁済を有効とするものであるから、そのような結果が生ずることも、善意者の保護、取引の安全を図る反面としてある程度やむを得ないこと」である。つまり、先に述べたように、民法478条を適用することによって民法467条2項の趣旨が「損なわれる」ような事態が生ずることがあるとしても、民法478条を適用する際に、そのようなことは通常生ずるものであり、それは、民法が、いわば想定する範囲内のものと理解できよう。本判決も、明言はしていないが、このように考えているものと思われる²⁸⁾。

また、たとえ民法467条2項の趣旨が「損なわれる」可能性があっても、民法478条の要件の解釈によって解決することも考えられないではない。このことからしても、劣後譲受人に対する弁済につき民法478条の適用を一般的に排除することは、妥当ではないとみることもできなくはない²⁹⁾。

(4) 劣後譲受人への弁済に民法478条を適用する際の問題

以上のように、債務者の劣後譲受人に対する弁済について、一般的に民法478条の適用が認められたとしても、当該事案において、具体的に、民法478条の各要件が適用されるか否かは別問題である。

本判決は、無効な仮差押命令等を得たB(劣後譲受人)も、本件債権部分の取立権者としての外形を有し、右債権の準占有者に当たるとした。

だが、善意無過失というためには、「優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要」だとする。

つまり、本判決は従来の判例に沿って、債権の準占有者の範囲を比較的広く解した上、善意・無過失要件によって弾力的に調整を図ろうとする立場を採用している³⁰⁾。学説の多くも本判決に賛成する³¹⁾。だが、債権の準占有者の範囲を極力狭く解そうとする見解もあり、そのような立場に立つ池田説は、劣後譲受人は原則として債権準占有者とはいえず、対抗要件具備の手續に瑕疵があったりして「対抗要件の公示内容に反する(逆に公示を否定する)外観」が生じるにいたったという、例外的な場合に債権準占有者を肯定すべきとして本判決を批判する³²⁾。対抗要件の具備は程度の差こそあれ、外観と結びつき、完全な公示性をもつ対抗要件が規定されていれば、対抗要件の公示に反する内容の外観を信頼することはありえず、そのような外観を信頼したと主張しても保

護の対象と考えられない。しかし、その公示性が不十分なため、公示に反する外観が作出される懸念があるため、公示に反する外観の作出する場面に限って民法478条を適用すべき、しかも、債権の準占有者をそのような場合に限定すべきとするのである³³⁾。むしろ、民法478条の解釈として債権の準占有者の範囲を極力狭く解すべきとの立場からすれば、そのような解釈は整合的で、判例の見解は妥当でないということになる。ただ、判例・通説の立場からすれば、ここでの債権者準占有者性のみを厳格に解釈することは、整合的でないことになる³⁴⁾。また、池田説は、実質的にみれば、判例・通説と結果的に大差ないとの指摘もある³⁵⁾。だが、判例・通説の考え方によれば、本来客観的な問題である債権譲渡の公示を債務者の認識という主観的な問題によって否定することにならないかという点が問題となり³⁶⁾、準占有者概念の客観性を確保するために池田説が妥当だとの指摘がある³⁷⁾。

池田説と本判決・通説の違いは、民法478条の基本構造の理解の仕方によるものと言えよう。だが、この点の詳細につき論ずる余裕はない。本稿の目的からすると是非検討しなければならないのは、次の点である。民法467条2項と民法478条は別次元で独立した制度であるということであれば、劣後譲受人への弁済に民法478条を適用する際にあっては、民法478条の趣旨に基づいて解釈・適用していけばよいとも考えられる。しかし、池田説も本判決も考慮する場面は異なるものの、民法467条2項の趣旨が損なわれないように、民法478条の要件を解釈しているように思われる³⁸⁾。それは、なぜであろうか。

池田説にあっては、その理由を次のようにいう。民法467条の公示機能と民法478条の外観信頼保護とは内容的に共通する部分があるはずであり、何の問題もなく譲渡通知の到達の先後関係が債務者に認識できるような場合は、劣後譲受人は債権者になれないと同時に、「誰が見ても債権者らしく見える外観」も「債務者が見て債権者らしく見える外観」ももちえないはずである。その者に安易に債権準占有者性を認めるわけにはいかなないと考えるべきである³⁹⁾。たしかに、民法467条の公示機能と民法478条の外観信頼保護には、そのような関係があることから、池田説のような解釈が可能となることはたしかであろう。では、なぜ、その者に安易に債権準占有者性を認めるべきでないと考えるのであろうか。それは、「対抗要件に抵触する規定が実際に適用される場面は、対抗規定が存在意義を失わないよう、例外的なものとなることが望ましいので、解釈論としては抵触規定の適用の要件論にその問題意識が反映されるべきである」⁴⁰⁾との考えが、その背景にあるといえよう。

では、本判決はどうであろうか。本判決は、「債務者において、劣後譲受人が真正の

債権者であると信じてした弁済につき過失がなかったというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要である」とし、その理由としては、つぎのような点をあげる。民法467条2項の規定が、指名債権の二重譲渡につき劣後譲受人は同項所定の対抗要件を先に具備した優先譲受人に対抗しえない旨を定めている。そこで、この規定からすれば、優先譲受人の債権譲受行為又はその対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じない等の場合でない限り、優先譲受人が債権者となるべきもので、債務者は優先譲受人に対して弁済すべきである。また、債務者が、右譲受人に対して弁済するときは、債務消滅に関する規定に基づきその効果を主張しうるからだという。その意味では、たしかに、民法467条2項の存在意義を失わないように、劣後譲受人の弁済につき民法478条を適用する際、その無過失の判断がなされているとみることができよう。これは民法467条2項が債権の対抗要件を定める規定であるのに対し、民法478条は民法467条2項といわば抵触する規定なので、対抗要件規定が存在意義を失わないように例外的なものとなることが望ましいという実質的判断にもとづいているとみることができるのであろうか。たしかに、そのような見方も十分可能であろう。

しかし、ここでは、民法467条2項と民法478条は別次元の独立した制度ではあると
はいうものの、両条文は次のような関係にあることが重要といえよう。

第1に、民法467条2項が適用され、その効果が発生しており、それを前提として、民法478条の適用が問題となっている点である。第2に、債務者が受領権限者でない者に対してなした弁済は、弁済として効力は生じないのが原則であり、民法478条は、その原則の例外規定であるという点である。以上からすれば、原則としては、債務者は、劣後譲受人ではなく受領権限のある優先譲受人に弁済すべきことになる。ただ、例外的に民法478条が適用されれば、劣後譲受人への弁済も効力が生ずることとなる。そして、その要件である、無過失について、ここでの判断枠組をどのように解するかが問題となっているわけである。とすれば、原則が無意味にならないように、ここでは、民法467条2項の存在意義が失われないように、その例外規定ともいえる民法478条の要件である無過失の判断枠組を厳格に解するのが一般的な考え方といえよう。そのような考え方から、本判決が示した無過失の判断基準が導かれたとみることができるのではないか。

(5) 方略の探求に向けて

次の課題は、以上のような分析に基づき、「法規範の衝突・適用併存型ケース」にお

ける法解釈の方略一般につき検討していくことである。しかし、後に、この類型の他の判例等を検討していくので、ここでは、この類型の法解釈の方略を探求する上で、これまでの検討で明らかになった点、さらには今後検討すべき問題点等を中心に指摘することにしよう。

① この類型の特徴・問題

「法規範対立・優先適用型ケース」では、まさに法規範が衝突しており、どちらかの法規範を排除ないし優先して適用すべきかが問題となっていた。だが、「法規範対立・適用併存型ケース」では、対立する者同士が互いに主張する法定根拠である、①二つの条文のうち、一方の条文（「 a 条」という）はすでに適用され、その法効果が発生している状況下であって、さらに、他方の条文（ β 条）の適用が認められるとなると、 a 条の適用から導かれる結果に影響を与え、その限りで a 条の存在意義が損なわれるのではないかと考えられる場合に、 β 条の適用は排除されるべきか否かが問題となっている。② β 条の適用は排除されるべきでないとした場合、 β 条の具体的な適用にあたっての要件の解釈において、 a 条の趣旨を考慮すべきか、考慮するとしてどのように考慮すべきかが問題となっている。

つまり、「法規範対立・適用併存型ケース」では、①につき、 β 条が排除されるか否かだけが問題となっている。 β 条が適用されるとしても、それは、 a 条適用の効果を前提とするもので、 a 条が排除されるわけでない。その意味で、 a 条の存在意義が全く失われるわけではない。また、 β 条が適用されることによって、 a 条が適用された結論に影響をもたらす、 a 条の存在意義が損なわれているように思われるとしても、それは、民法で定めた β 条が当初想定している効果の範囲内であるとみることもできる。その場合、 a 条の存在意義が損なわれるとして、 β 条を排除するとすれば、 β 条の存在意義が失われることになろう。以上からすると、「法規範の対立・適用併存型ケース」にあつては、問題となる二つの条文が衝突・抵触していることに異論がないが、「法規範対立・適用併存型ケース」にあつては、 a 条と β 条と衝突・抵触しているか否かは、評価の問題だとみることができよう⁴¹⁾。では、それにもかかわらず、 β 条が排除されることがあるのか、あるとすれば、どのような場合かが問題となる。②については、どの程度一般的なことがいえるのかは、①以上に難しいようにおもわれる。

② β 条の適用問題

「法規範対立・適用併存型ケース」というかなり一般的な類型を想定して、この類型の特徴と問題を述べた。しかし、そのように、一般的に論ずることができるかが、まず問題となろう。池田教授は、民法 467 条と 424 条、および 177 条と 424 条との関係につ

き論じ、つぎのように指摘する。それぞれの条文は、本来全く関係のない制度で、いずれも立法段階でも何らかの関連性を想定されていたとは考えられない。対抗要件の規定が画一的かつ公平な処理のためにはなるべく例外なく適用されるべきであることは確かなのであるが、それだけの理由で他の規定の適用を排除することは解釈論として適当ではない。そこで、解釈の基準として、「対抗要件の規定と抵触するという理由だけで民法中の他の関係のない規定の適用が排除されることはない」。

たしかに、「法規範対立・適用併存型ケース」に属するような事案において判例で通常問題となっているのは、本判決と同様、対抗要件の規定とその規定の効果に影響をもたらすような他の関係のない規定の関係であるように思われる。そこで、それ以外の事案があるのか、また、一般化する意味があるかも問題となる。今後、検討を要するが、「指名債権の二重譲渡と民法 478 条」における、ここでの問題の分析からすれば、より一般的に次のように述べる事が可能と思われる。

「法規範対立・適用併存型ケース」において、 a 条と β 条とが民法上別次元、つまり別の制度に属するものであれば、 a 条の解釈として、 β 条の適用を一般的に排除すべきとの解釈は困難であると解される。その場合、民法の構成上、 a 条が、その適用された結果を前提として、 β 条が適用されるような問題に関しても規定されているとはいえず、そうである以上、 a 条の解釈として、そのような問題につき β 条の適用は排除されると解釈することはできないからである。また、 a 条と β 条は、別の制度であれば、 β 条が適用されて、その結果、 a 条が適用された法効果とは異なる結果が生じ、そのことによって a 条の趣旨を一定限度「損なう」と考えられるような事態が生じたとしても、それは、いわば民法で予定されたものと理解できる。反対に、 a 条の趣旨が一定限度「損なう」ことになるとして、 β 条の適用を一般的に排除するとすれば、民法が a 条とは別の制度として β 条を設けた意義が、その限りで失われてしまうことになる。

以上からすれば、ここでのケースにおいて、 β 条の適用を排除すべきか否かを考える際には、まさに、学説が述べるように a 条と β 条とが別次元で別個の制度に属することを明らかにすればよいことになる。ただ、このような考えが、法律家に異論なく受け入れられていれば、そのことを述べればよいことになろう。しかし、これまでも、そうであったように、とくに対抗要件の規定が関係する場合、他の関係のない規定の適用により、対抗要件の規定の適用の結果に影響をもたらすような場合、他の関係のない規定を排除すべきではないかとの主張があったし、今後もありえよう。そこで、そのような見解に対して、どのような反論が可能かを考えておく必要がある。

本判決等からはつぎのようにいえよう。本判決からは、 a 条は、 β 条に関することを

定めていず、 a 条が β 条を排除する趣旨が含まれているという解釈はできない。 β 条が適用されても、 a 条の趣旨は必ずしも没却されないとの反論である。さらには、 a 条が適用され、その法効果が発生している状況下で、 β 条が適用されるか否かが問題となっている事案と β 条が適用されることに異論のない事例との比較を行い、両者を区別する合理性がないことである。そのことによって、 β 条を一般的に排除する合理性がないことを正当化できよう。また、 β 条を適用することによって a 条の趣旨が一定程度損なわれるような結果が生ずるとしても、 β 条が適用されることに異論のない事例の場合に、 β 条が適用された結果と比較して同程度のものであることを明らかにして、先の結果は予定されているものであることを明らかにできよう。

以上は、本判決・学説の検討から考えられる「法規範対立・適用併存型ケース」に関する法解釈の方略である。むろん、この類型の他の判例等を取り上げる際に、さらに再検討を要するものではある。

③ β 条の具体的な適用における要件の解釈と a 条の存在意義

池田教授は、民法467条と424条、および177条と424条との関係につき論じた論文の中で、この二つ事例から導かれる第2の解釈基準として、「対抗要件に抵触する規定が実際に適用される場面は、対抗要件規定が存在意義を失わないよう、例外的なものとなることが望ましいので、解釈論としては抵触規定の適用の要件論にその問題意識が反映されるべきである」⁴²⁾とされる。

要するに、こうであろう。(1)対抗要件の規定と対抗要件に抵触する規定の関係を考える際に、「対抗要件の規定は、対抗要件の規定が画一的かつ公平な処理のためにはなるべく例外なく適用されるべきである」。(2)ただ、両条文は全く関係ない制度なので、そのことだけで対抗要件に抵触する規定を全く排除することはできない。(3)だが、対抗要件の規定の右の考え方からすると、対抗要件に抵触する規定を適用する際、対抗要件規定の存在意義が失わないよう、その場面は例外的になるよう解釈すべきである。対抗要件の規定と対抗要件に抵触する規定の関係をこのように調整するのが民法全体のシステムとして妥当だというわけである。貴重な、しかも魅力的な提言である。

たしかに、本判決の判旨の分析として、このように理解することは十分可能であろう。だが、問題は、本判決は、対抗要件規定を(1)のように考えているか、また、本判決が民法478条の要件である無過失の判断枠組を厳格に解したのは、本判決が(1)や(3)のように考えた結果によるものかは、さらに検討の余地があろう。本稿は、本判決が無過失につき厳格に解した理由を次のように分析した。民法478条の適用は、民法467条2項が適用され、その効果が発生しており、そのことを前提としてなされる。その場合、原

則として債務者は劣後譲受人に弁済すべきことになる。だが、例外的に、民法 478 条の適用があれば、劣後譲受人の弁済も効力が生ずることからすれば、民法 478 条の要件の無過失の判断は厳格になされる必要がある。このような分析からすると、池田教授がいう「対抗要件の規定と対抗要件に抵触する規定」の関係につき、民法 478 条の規定が排除されずに、適用される際に、その要件を解釈するにあたり対抗要件はどのような意味をもつのかにつき、必ずしも明解な一般的な考え方を推測することは困難なようにも思われる。

ましてや、より一般的に「法規範対立・適用併存型ケース」にあつて、この問題について、どの程度、意義のある方略を明らかにすることができるかは、簡単ではなさそうである。ここでは、以上のような指摘にとどめ、さらに同様な類型と思われる判例を取り上げていこう。

(次号に続く)

注

- 1) 学生が法の解釈を学ぶ上で、いろいろ工夫された著作が現れているとして、本稿(1)でいくつかの文献をあげたが、山下純司・島田聡一郎・宍戸常寿『法解釈入門』(有斐閣, 2013年)も重要なものであった。また、やや専門的で必ずしも法解釈に限定されるものではないが、土屋文昭『民事裁判過程論』(有斐閣, 2015年)、特に第7章「裁判官の法的判断形成過程」が興味深い。
- 2) 中田裕康『債権総論第3版』(有斐閣, 2008年) 514頁。
- 3) 大判昭和7年5月24日民集11巻1021頁。
- 4) 「民事法判例研究録(昭和7年度)」(我妻榮)法協52巻6号(1934年)1147頁。
- 5) 片山金章・法学新報43巻1号119頁。
- 6) 柚木馨(高木多喜男補訂)『判例債権法総論』(有斐閣, 1971年)441頁。
- 7) 我妻榮=有泉亨=水本浩『判例コンメンタールⅣ「債権総論」』283頁。沢井裕『注釈民法(12)』(有斐閣, 1970年)96頁。林良平=石田喜久夫=高木多喜男『債権総論(改訂版)』(青林書院, 1982年)(石田喜久夫)240頁。
- 8) もっとも、大審院判例は、民法478条の適用の対象とならないとは解しては、適用の対象と認めたいうえで、債権の準占有者に対しなした善意の弁済といえないとしたと読むことも十分できよう(藤原弘道・民商95巻6号(1987年)914-915頁、吉田邦彦・北大法学論集38巻4号(1988年)380頁)。
- 9) 最判昭和61年4月11日民集40巻3号572頁。
- 10) 池田真朗・ジュリ873号(1986年)42頁、鎌田薫・法セ384号(1986年)122頁、藤原・前掲(注8)916頁、吉田光碩・判タ625号(1987年)79頁、大坪稔・鹿児島大学法学論集23巻1・2号(1987年)241-242頁、本田純一『民法判例百選Ⅱ債権〔第7版〕』(2015年)77頁等。前田達明『口述債権総論第3版』(成文堂, 1993年)449頁、平井宜雄『債権総論第2版』(弘文堂, 1994年)193頁、平野裕之『債権総論〔第2版補正版〕』(信山社, 1996年)466頁、広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ』(有斐閣, 1998年)(河上正二)200頁、船越隆司『債権総論』(尚学社, 1999年)407頁(劣後債権者への弁済は、よほど特殊な事情のない限り、債権者の準占有者に対する弁済にはならないとするが、劣後債権者への弁済が民法478条の適用対象となることは否定されてい

- ないであろう), 内田貴『民法Ⅲ〔第3版〕』(東京大学出版会, 2005年)43頁, 中田・前掲書(注2)331頁。潮見佳男『債権総論〔第3版〕Ⅱ』(信山社, 2005年)599頁も判例を肯定しているとみてよいであろう。吉田・前掲(注8)380頁は, 事案に即しつつ, その法的構成なり結論を再検討され, 本判決の結論につき, その価値判断は相当に微妙で, 本件の1・2審判決が債務者の保護をはかったのも領けるように思われるとする(同385頁)。柳澤秀吉「判例研究」名城法学36巻4号(1987年)166-167頁は, 本件の判決が考えていることと, その結果とはほぼ妥当であるが, 理論構成に問題があるとする。
- 11) 鎌田・前掲(注10)122頁は, 民法467条2項の規定に従って債権者を確定することと債権者でないものに対する弁済が債権の準占有者に対する善意の弁済として民法477条の保護を受けるかという問題とは別問題であり, 前者の規定によって債権者が確定されたからといって, 常に必ず後者の規定の適用を排斥しなければならないわけでないという。これも, ほぼ同様な指摘と理解できよう。鎌田教授は, 本判決のここで問題としている判旨は, まさに, 「この理を明言する」という。
 - 12) 内田・前掲書(注10)43頁。なお, 下森定・ジュリ887号75頁(1987年)は, この事例は, 二重譲渡の事案ではなく, 確定的に第三者のものとなった債権につき債権差押・取立命令を得たため無効となった差押命令の事案であるとみる。そして, 無効な債権転付命令を得た者に対する善意の弁済が債権の準占有者に対する弁済として民法478条により有効となることは判例・学説が認めるところで, 無効の取立命令を得たものに対する善意弁済についても同様であることから, 一般論として, 債権の二重譲渡の場合に, 劣後債権者の弁済に一般的に民法478条の適用があるかの問題に触れる必要はなかったと指摘する。これに対して, 池田真朗「對抗要件の規定と他の規定との衝突」池田真朗他『マルチラテラル民法』(有斐閣, 2002年)217-218頁, 本田・前掲(注10)77頁は, このような事案にあっても, 二重譲渡の範疇に含めてよいとする。
 - 13) 中田・前掲書(注2)331頁。また, 劣後譲受人は債権の準占有者にあたらぬという説に対して, 「具体的状況によっては, 劣後譲受人が債権者らしく見える場合もありうるので, 判例の結論でよいであろう」という(同551頁)。野澤正充『債権総論セカンドステージ債権法Ⅱ』(日本評論社, 2009年)218頁も, 「債権者間の優劣の決定(467条2項)と債権者でない者に対する弁済の効力(478条)は別の問題であり, 劣後譲受人が債権者らしい外観を有する場合には, 478条の適用を認めるべきであろう」という。
 - 14) 広中・星野(河上)・前掲書(注10)200頁。
 - 15) 藤原・前掲(注8)916頁。
 - 16) 平井・前掲書(注10)193頁。
 - 17) 平井・前掲書(注10)195頁。
 - 18) さらに, その適用を認めても, 民法467条2項の趣旨が一定限度損なわれないように解釈する可能性もあることから, 一般論として民法478条の適用を排除すべきではないという趣旨かもしれない。
 - 19) 池田・前掲(注10)45頁, 同・判例評論340号(判時1227号)(1987年)38頁, 池田「對抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲(注12)214頁。
 - 20) 広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ』(有斐閣, 1998年)(池田真朗)140頁は, 「これは, 債権譲渡の債権準占有者に対する弁済という, 本来別個独立の規定の相互影響関係を問題とするもので, 立法段階では考えられていなかった問題と思われる」という。
 - 21) 池田「對抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲(注12)214頁。同『判例解説』ジュリ873号(1986年)45頁は, その理由を「對抗関係にある当事者の権利を確定させる規定が, それによって権利者とされなかった者に対して弁済した債務者につき, 弁済者の免責についての規定をア・プリオリに排除するはずはない」という。
 - 22) 大村敦志『基本民法Ⅲ〔第2版〕』(有斐閣, 2005年)46頁は, 学説の判例支持の論拠として, つぎの点をあげる。①権利帰属のレベルでの優劣と準占有者への弁済の保護とは別次元である。

②民法 478 条を適用しても債権譲渡のルールが無意味になるわけではなく、優先譲受人は弁済を受けた授受人に不当利得返還請求をなしうる。③ここだけ適用範囲を絞るのは、他とのバランスを失する。

- 23) これらについて、詳しく説明するまでもないと解されているのかもしれないが、必ずしも十分説明されていないように思われる。
- 24) 奥田昌道ほか編著『判例講義 民法Ⅱ債権〔補訂版〕』（悠々社、2005年）102頁（中舎寛樹）は、最判昭和61年4月11日前掲は、467条により債権者の優劣を決すること、無権利者に対する弁済の効力ということとは、理論上は別次元の問題であるとの立場にたっているものと思われると指摘する。
- 25) もっとも、池田・判例評論340号（注19）38頁は、ただ、学説がそれだけ（民法478条を適用することによって、対抗要件に規定の趣旨を破ることになること〔筆者〕）を理由に467条の優越を一般論として提示するならば理由付けとしては不十分である」と指摘する。
- 26) 池田・判例評論340号（注19）38頁は、「判例がいう不当利得返還請求等の手段は、結局真の債権者にとって弁済受領者が無資力となった場合の危険を免れさせることはできず、その意味で478条をこのような場面で安易に用いれば、真の債権者を害し、467条の趣旨を無にすることには変わりはないと考える」という。
- 27) 加藤和夫『最高裁判例解説昭和61年度』227頁。
- 28) 加藤・前掲228頁参照。
- 29) 池田・判例評論340号（注19）38頁は、対抗要件の趣旨を破ることを理由に劣後譲受人に対する弁済につき一般的に民法478条を排除すべきとの学説につき、公示が外観と結びつく限りにおいては、民法467条に反する外観を信頼したと主張しても保護されないと考えれば、その限りにおいて民法467条の趣旨は結果的に維持され、それで十分というべきであるという。
- 30) 藤原弘道『民法判例百選Ⅱ（第3版）』（1989年）85頁。
- 31) 本田・前掲（注10）77頁参照。
- 32) 池田「対抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲（注12）214-215頁。同・判例評論340号（注19）39頁、同『債権譲渡の研究〔増補版〕』244頁参照。中舎寛樹・私法判例リマックス2000〈下〉41頁および平野裕之『プラクティスシリーズ 債権総論』（信山社、2005年）510頁は、準占有者性に関する池田説を支持する。中舎寛樹『表見法理の帰責構造』（日本評論社、2014年）550-551頁は、つぎのように指摘する。ここでの債務者の誤認は、客観的には明らかな債権者を主観的に誤認したにすぎない。問題の構造は、預金者認定問題の場合と同様とも思われるが、ここでは、出捐者という預金の実質的債権者と預金契約上の預金者という形式上の債権者とがずれているという事態を調整するために債務者を保護する必要がある。だが、ここでは、優先譲受人は実質的にも形式的にも債権者であり、債務者を保護すべき事情はなく、このような誤認までを債権者の負担において保護することは、是認できない。

なお、債権譲渡通知後における譲渡人への弁済に民法478条を肯定した東京高判平成11年8月26日金判1074号（1999年）6頁につき、中舎前掲は、本件は、真に正当な対抗要件が存在しこれを否定する外観や事情が存在しない以上、譲渡人は準占有者になりえようがないとする。池田真朗・判タ1099号（2002年）78頁以下も、本件では、東京高判平成11年8月26日前掲につき通知到達の態様等に問題がない以上、通知到達後の譲渡人には債権準占有者の問題は生じないという。野口恵三・NBL663頁（2000年）67頁は、そのような譲渡人に対して弁済をした債務者を民法478条によって保護することは債務者に対する対抗要件制度（民法467条1項）を否定することになるので認められないとする。これらに対して、秦光昭・金法1546号（1999年）46頁は、民法467条2項の場合の「劣後譲受人への弁済に適用を認めるなら、一項の場合の譲渡人への弁済にも民法478条の適用を認めるのが素直な解釈」といい、秦光明・金法1546号（1999年）5頁も、本判決の結論を支持する。古屋壮一「判例研究」アドミニストレーション第12巻1・2合併号（2005年）は、民法478条ではなく、民法468条2項で、譲渡をめぐる当事者間の公平か

- ら債務者を保護すべき事案であったとする。
- 33) 同・判例評論 340 号 (注 19) 38 頁。
 - 34) 加藤・前掲 (注 27) 228 頁。
 - 35) 本田・前掲 (注 10) 77 頁。
 - 36) 奥田昌道ほか編著『判例講義 民法Ⅱ債権〔補訂版〕』(悠々社, 2005 年) 102 頁 (中舎寛樹)。
 - 37) 中舎寛樹「判例批判」私法判例リマークス 2000 (下) 41 頁。池田「対抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲 (注 12) 215 頁は、判例の見解によると、少なくとも、入口のところでは民法 478 条が民法 467 条を排除する可能性が高くなり、結論的にも、排除するかどうかが専ら当該債務者の主観的要件にかかってしまうので、個別判断に左右されることになりやすいといえるのではないかという。
 - 38) 松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社, 2010 年) 121 頁 (中舎寛樹) は、本判決は、劣後譲受人に弁済した場合には民法 478 条の適用があるとするが、「その実体は、債権の二重譲渡に関する判例法理を維持しつつ、その後始末について、478 条を利用して調整をはかるものとなっている」とする。
 - 39) 池田「対抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲 (注 12) 214-215 頁。同・判例評論 340 号 (注 19) 38 頁参照。
 - 40) 池田「対抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲 (注 12) 219-220 頁。
 - 41) 池田「対抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲 (注 12) 219-220 頁。
 - 42) 池田「対抗要件の規定と他の規定との衝突」前掲 (注 12) 219-220 頁。

●Summary

Developing students' skills in solving complicated legal problems is an important component of legal education. "Structured legal knowledge" and "relevant strategies" are necessary tools. Borrowing insights from cognitive psychology, the author has studied legal interpretation strategies.

"The process of discovery" of legal interpretation may be restrained by "the structure and the way of legal justification," which may, in turn, be restricted by the type of legal interpretation problem involved. Different strategies may be appropriate for different types of problems. They can be grouped into categories:

- ① where the contents of a related rule can be found but its application is uncertain because the content of the rule is not clear;
- ② where the contents of a related rule is clear, but its application leads to an unreasonable result;
- ③ where no relevant rule defining the relationship between two rules that could be applied to the case can be found;
- ④ where no related rule can be found.

Type ③ can be further classified into two categories:

- ③-1 where two rules are competing against each other;
- ③-2 where two rules are facing each other.

The author has already examined strategies for types ① and ② and published the results of this research in this journal. The current article considers strategies for type ③, particularly ③-2 based on an analysis of judicial precedents and theories.